

2023年3月30日

お客さま各位

株式会社 千葉銀行

「令和5年度税制改正」による「ちばぎん教育資金贈与専用口座」 取扱内容の変更について

「令和5年度税制改正」において、「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置（租税特別措置法第70条の2の2）」が改正される予定です。主な変更点は以下の通りとなりますので、ご確認ください。

（1）適用期限が3年延長されます

「教育資金の一括贈与非課税措置」の適用期限が3年延長されました。これに伴い、「ちばぎん教育資金贈与専用口座」のお預け入れ期限（新規・追加預入）を2026年3月31日まで延長いたします。

項目	変更前	変更後
お預け入れ期限	2023年3月31日（金）	2026年3月31日（火）

（2）贈与者（祖父母さま等）がお亡くなりになった場合のお取扱いが変わります

教育資金管理特約終了の日までに贈与者がお亡くなりになり、贈与者の死亡時に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合、受贈者の年齢や学校等への在学等に関わらず、お亡くなりになった日における「管理残額」*が当該贈与者から相続または遺贈により取得したものとして、相続税の課税対象となります。

*管理残額・・・非課税拠出額（贈与資金の合計）から教育資金支出額を控除した残額。

上記の改正は、2023年4月1日以後に贈与された資金が対象となります。

贈与を受けた時期によって、管理残額が相続税の課税対象となる場合がありますので、お取引のある窓口にご連絡のうえ、ご来店願います。その際、亡くなられた事実の分かる公的書類及び亡くなられた日以前に支払われたことを証する未提出の領収書がある場合はご提出ください。当行は受贈者等からの届出を受け、管理残額を算出し、記録いたします。実際の相続税申告の要否は他の遺産金額の多寡により異なります。申告が必要な場合は、管理残額をお伝えいたしますので、お問い合わせください。

非課税となる教育資金の範囲、学校等・学校等以外の区分、領収書等についての詳細は、文部科学省作成の「教育資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置について（文部科学省ホームページにも掲載されています）」をご参照ください。

※文部科学省ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm

<贈与時期ごとの取扱い>

贈与時期	内 容
～2019年3月31日	相続税の課税対象とはなりません。
2019年4月1日 ～2021年3月31日	死亡日前3年以内に取得した資金に対応する部分が相続税の課税対象となります。 ※一定の事由に該当する場合を除く
2021年4月1日 ～2023年3月31日	贈与から贈与者死亡までの年数にかかわらず、死亡日における管理残額が相続等により取得したものとみなされます。 ※一定の事由に該当する場合を除く なお、相続税が課される場合、受贈者が贈与者の子以外である場合には、残額に対応する相続税が2割加算されます。

※以下のいずれかの事由に該当する場合

- A. 受贈者が23歳未満の場合
- B. 受贈者が学校等に在学している場合
- C. 受贈者が教育訓練を受講している場合

以 上